



地域クラブ活動を応援します！

山形市 認定地域クラブ活動 参加者支援補助

ご案内

(経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援)



山形市では、認定地域クラブで活動する生徒が、経済的な理由により活動が制限されることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒の参加費と保険料について補助します。



補助の対象となる活動

山形市が認定した
「認定地域クラブ活動」
を対象とします。



補助対象者

経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒の保護者
「住民税非課税世帯の生徒の保護者」
※生活保護世帯は、生活保護制度の中で支援します。



補助対象経費

認定地域クラブ活動
に参加するための
参加費及び保険料



補助の内容

18,800円(上限額)の
範囲内とし、実際に支払った補助対象経費の額とします。
※18,800円=3,000円/月(参加料)
×6月分+800円(保険料)とします。



Q & A

Q どの地域クラブが対象になりますか？

A 山形市が認定した「認定地域クラブ活動」が対象です。

Q 住民税非課税世帯の確認はどうなりますか？

A 市で確認します。同意書を提出していただくことで、課税状況等を確認します。

Q 申請は毎月必要ですか？

A 申請は一度のみとなり、その申請で令和8年度の下半期分を対象とします。

Q 申請者は誰になりますか？

A 生徒の保護者が申請者となります。保護者とは、子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいいます。

Q 補助はいつ支給されますか？

A 申請内容の審査後、交付決定通知書をお送りします。その後、ご記入いただいた指定口座へお振込みします。

Q 山形市の就学援助を受けていますが、この補助も受けられますか？

A 住民税非課税世帯の生徒であれば、就学援助を受けている場合でも、対象となります。

Q どのように申請すればいいですか？

A 山形市ホームページからダウンロードした申請書に必要な事項を記入の上、電子メール又は窓口にご持参ご提出ください。(学校やクラブを通す必要はありません)



地域クラブ活動は、仲間とつながり、自分らしく成長できる大切な時間です。
山形市は、すべての中学生が安心して活動が続けられるよう応援しています！



--お願い--

提出書類の様式については、市ホームページ「トップページ中メニューボタン」⇒「文化・スポーツ」⇒「部活動地域展開」⇒「部活動地域展開推進補助」からダウンロードしてください。
【市ホームページ URL】
<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

--受付・お問合せ先--

山形市文化スポーツ部活動地域展開推進室
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25
【TEL】023-641-1212(内線 925・364)
【FAX】023-615-8452
【E-mail】bukatsudo@city.yamagata-yamagata.lg.jp